

2025年2月

お客さま 各位

株式会社七十七銀行

投資信託・公共債に関する郵便物不着時のお取引制限のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2025年2月より、投資信託・公共債のお取引においてお客さまにお送りした郵便物が、住所不明等で不着となった場合、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」ならびに当行の規定に従い、「新住所」への変更手続きが完了するまで、以下のお取引を制限させていただきます。

当行にお届けいただいているご住所が、現在のご住所と相違しているお客さまは、速やかに住所変更のお手続きをお願いいたします。

1. 制限対象

当行窓口およびインターネットバンキングで行う以下のお取引

- (1) 投資信託の購入・換金
- (2) <七十七> 積立投信の新規契約・変更・解約
 - ※すでにご契約いただいている<七十七> 積立投信の振替は対象外
- (3) 公共債の購入・買取

2. ご留意事項

郵便物につきましては、郵便にかかる諸事情等から誤って「住所不明扱い」等で不着となる可能性があります。当行にお届けの住所に変更がないにも関わらず、投資信託・公共債のお取引が制限されたお客さまは、お手数をおかけしますが、投資信託・公共債のお取引店までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上